

第19号議案

春日市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成31年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けに係る利率の改定等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

春日市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「(保証人及び利率)」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「1パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「災害援護資金は」の次に「、年賦償還」を、「半年賦償還」の次に「又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条まで」を「第11条まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。